

○社会労働委員会

内閣提出法律案 (二件)

(衆)は提出時の先議院

番号	件	名	院議先	月 提 出	付 委 員 託 会	参 議 院	衆 議 院	備 考
114 77 国会	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する 特別措置法案	国民年金法等の一部を改正する法律案	"	(衆) 元、三、五 元、三、一 元、三、四 元、三、五 元、九、六 修、二、三 修、二、三	可 決 可 決 可 決 正、二、三 正、二、三	議委員会 決会 議本会 議決議 付委員会 議委員会 議本会 議決議	議委員会 決会 議本会 議決議 付委員会 議委員会 議本会 議決議	百十四回国会 百十六回国会 百十五回国会 百十五回国会 百十五回国会 百十五回国会 百十五回国会 百十五回国会
114 66 国会								
11	育児休業法案	件						
13	原子爆弾被爆者等援護法案	番号	名	提出者 (月 日)	付 備 送 月 日	衆へ提 出月日	付 委 員 託 会 議委員会 議本会 議決議 付委員会 議委員会 議本会 議決議	備考
14	へい歎処理場等に関する法律の一 部を改正する法律案	外山(元、二、七) 本正和君 九、九 (二、四 名)	糸久八重子君 外山(元、二、七) (元、二、七 名)	元、二、九	元、二、九	元、二、九	元、二、九 元、九、六 修、二、三 修、二、三	了

本院議員提出法律案 (三件)

番号	件	名	提出者 (月 日)	付 備 送 月 日	衆へ提 出月日	付 委 員 託 会 議委員会 議本会 議決議 付委員会 議委員会 議本会 議決議	備考
13	原子爆弾被爆者等援護法案	外山(元、二、七) 本正和君 九、九 (二、四 名)	糸久八重子君 外山(元、二、七) (元、二、七 名)	元、二、九	元、二、九	元、二、九 元、九、六 修、二、三 修、二、三	了
14	へい歎処理場等に関する法律の一 部を改正する法律案	外山(元、二、七) 本正和君 九、九 (二、四 名)	糸久八重子君 外山(元、二、七) (元、二、七 名)	元、二、九	元、二、九	元、二、九 元、九、六 修、二、三 修、二、三	了

国民年金法等の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣第  
六六号）

要旨

本法律案は、国民年金及び厚生年金の年金額及び保険料の引上げ、地域型国民年金基金制度の創設、厚生年金基金の積立金の運用方法の拡大等の措置を講ずるとともに、老齢福祉年金・児童扶養手当その他の手当の額の引上げ等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、国民年金法及び厚生年金保険法の一部改正

- 1 国民年金の基礎年金の額を月額五万五千五百円に、厚生年金保険の制度成熟時における加入期間四十年の場合の標準的な年金額を月額十九万七千四百円に引き上げるとともに、配偶者や子に係る加算・加給年金の額を引き上げること。
  - 2 年金額の改定を、物価変動に完全に対応する完全自動物価スライド制とすること。
  - 3 厚生年金保険の在職老齢年金の支給割合を現行の三段階から七段階に改めること（衆議院修正により五段階から七段階に増加）。
- 4 厚生年金保険の標準報酬について八万円から五十三万円の三十等級に改めること。
  - 5 国民年金の保険料を月額八千四百円とし、以後毎年一度四百円ずつ引き上げること。
  - 6 厚生年金保険の保険料率を、男子については平成二年十二月分までを千分の百四十三、平成三年一月以降分を千分の百四十五に、船員・坑内員については平成二年十二月分までを千分の百六十一、平成三年一月以降分を千分の百六十三に改めるとともに、女子については、平成二年十二月分までを千分の百三十八、平成三年一月以降分を千分の百四十一・五に改め、その後も男子の保険料率に達するまで毎年引き上げること（衆議院修正により引上げ幅を圧縮）。
  - 7 二十歳以上の大学、専修学校等の学生を国民年金の当然加入の被保険者とすること。
  - 8 基礎年金、厚生年金等の支払を年六回支払とすること。
  - 9 職能型国民年金基金の設立要件を緩和し、都道府県の区域を単位とする地域型国民年金基金を創設するとともに、国民年金基金連合会を創設すること。

国民年金基金及び国民年金基金連合会が積立金の資

産運用等について契約する相手方として、生命保険会社及び信託会社のほか、新たに全国共済農業協同組合連合会又は全国共済水産業協同組合連合会を加えること（衆議院修正）。

10 厚生年金基金の運用方法を拡大するとともに、積立金の管理及び運用に関する業務について、所要の規定の整備を行うこと。

11 老齢厚生年金の特例支給については、次期財政再計算の際に、財政の将来の見通し、高齢者の就業機会の確保等の措置の状況等を総合的に勘案して見直し、これに基づく所要の措置は別に法律をもって定めるものとすること（衆議院修正。なお、衆議院修正により、老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設等に関する規定は削除）。

一、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の手当額について年金額の引上げに準じて引上げを行うとともに、完全自動物価スライド制を導入すること。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、

一のうち6についてはこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日から、8については平成二年一月一日から、5及び10については平成二年四月一日から、7及び9については平成三年四月一日から施行すること（衆議院修正）。

2 一の1、2及び二に掲げる規定については平成元年四月一日から、一の3及び4に掲げる規定についてはこの法律の施行日の属する月の初日から適用すること（衆議院修正）。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案について申し上げます。

国民年金法等の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、国民年金及び厚生年金について、年金額及び保険料

を引き上げ、これらの年金額の改定を完全自動物価スライドとともに、国民年金への学生の強制加入、地域型国民年金基金制度の創設、厚生年金の在職老齢年金の支給割合の改善、標準報酬の上下限の改定、厚生年金基金の積立金の運用方法の拡大等の措置を講ずること、第二に、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の額を引き上げるとともに、これらの額の自動改定を行う措置を講ずること等であります。

次に、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案は、被用者年金制度間の負担の調整を進めるため、公的年金制度の一元化が完了するまでの間の当面の措置として、厚生年金及び共済年金の老齢・退職年金給付のうちの共通部分について費用負担を調整するための制度間調整事業を実施するものでありますが、平成二年度から平成四年度までの間、日本鉄道共済年金への調整交付金の減額措置を講ずることとし、当該減額相当額について厚生年金保険等の調整拠出金の減額を行うとともに、平成四年度までに、この事業の見直しを行うこととしております。

委員会におきましては、両案を一括して審議を進め、参考人からの意見聴取を行うとともに、基礎年金の水準と費用負担のあり方、無年金者・低額年金者対策、雇用と年金

の連携、障害者の所得保障、地域型国民年金基金のあり方、学生の保険料負担のあり方、日本鉄道共済年金の財政見通し等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党杏脱委員より、両案に反対する旨の意見が、連合参議院乾委員より、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。次に、原子爆弾被爆者等援護法案について申し上げます。本法律案は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、被爆者に対する国家補償の必要性、一般戦災者と原爆被爆者とのバランス、原爆被害の特性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細

は会議録によつて御承知願ひます。

質疑を終了し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、内閣から意見を聴取いたしましたところ、反対であるとの意見が述べられました。次いで、討論に入りましたところ、自由民主党小野理事より、本案に反対する旨の意見が、日本社会党・護憲共同系久理事より、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スボーツ・国民連合、参院クラブを代表して、本案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案  
(第一百四回国会閣法第七七号)

#### 要旨

本法律案は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間において、被用者年金制度による老齢

・退職年金給付に要する費用に係る負担に関する各制度の共通性等に配意して算定される金額について被用者年金制度間において調整するための特別の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、制度間調整事業の実施主体たる政府は、各被用者年金保険者が行う老齢・退職年金給付のうち各制度に共通する部分の費用に充てるため、各被用者年金保険者に対し、調整交付金を交付すること。

二、調整交付金の財源に充てるため、各被用者年金保険者は、その標準報酬総額に応じて、制度間調整事業の実施主体たる政府に対し、調整拠出金を拠出すること。

三、制度間調整事業の事務の執行に要する費用は、国が負担すること。

四、制度間調整事業の円滑な実施のため、各共済組合からの社会保険庁長官への報告等について所要の規定を設けること。

五、平成二年度から平成四年度までの間、一及び二の規定にかかわらず、日本鉄道共済年金への調整交付金の減額措置を講ずることとし、当額減額相当額について厚生年金保険等の調整拠出金の減額を行うこととすること(衆)

議院修正)。

六、政府は、平成四年度までの間に、制度間調整事業について、その運営の状況等を勘案して見直しを行うものとすること（衆議院修正）。

七、この法律は、平成二年四月一日から施行すること。

#### 委員長報告

六〇ページ参照

#### 原子爆弾被爆者等援護法案（参第一三号）

四、厚生大臣は、被爆者が、三の負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病等の負傷又は疾病以外の負傷又は疾病につき医療を受けたときは、その者に対し医療費を支給すること。

五、都道府県知事は、三による医療の給付を受け、又はこれに代わる医療費の支給を受けることのできる医療を受けている被爆者に対し、その医療を受けている期間、医療手当を支給すること。

爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、原爆被害を受けた者で、被爆者援護手帳を交付された者を「被爆者」とすること。

一、都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うこと。

三、厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者で、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対し、必要な医療の給付を行うこと。

七、被爆者に被爆者年金を支給すること。被爆者年金の額は、最低三十四万八百円とし、精神上又は身体上の障害がある者については、障害の程度に応じて、最高百六十七万円（原爆起因の負傷又は疾病の認定を受けたものにあっては、七百六万六千八百円）を超えない範囲内において、政令で定める額とすること。障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮すること。

八、死亡した被爆者の遺族に、特別給付金を支給すること。

特別給付金の額は百二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付すること。

九、都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行ふ者に対し、葬祭料として、二十万円を支給すること。

十、厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に入所及び保護を必要とするときには、原子爆弾被爆者保護施設に入所させ、その保護を行うこと。

十一、被爆者及びその介護者による旅客会社の鉄道等の利用の際の運賃を無料とし、国がこれを負担すること。

十二、都道府県知事は、被爆一世、二世から申出があった場合には、その者に対し健康診断を行うとともに、原子爆弾の傷害作用に起因する疾患有かっている旨の都道府県知事の認定を受けた者には、医療の給付並びに医療手当及び介護手当の支給等の援護を行うこと。

十三、都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができるとしていること。

十四、厚生大臣の諮問機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会を置くこと。

十五、国は、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給等に要する費用を、都道府県並びに広島市及び長崎市に交付すること。

十六、国は財團法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用を補助し、必要な助言、指導その他の援助を行ふよう努めること。

十七、この法律は、平成二年七月一日から施行すること。

へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律案（参第  
一四号）

#### 要旨

本法律案は、へい獸処理場等の用語が、現在の実情に即

していないことにはかんがみ、所要の改正を行うもので、そ  
の主な内容は、次のとおりである。

一、題名を「化製場等に関する法律」に改めること。

二、本則において用いられている「へい獸」、「へい獸取  
扱場」及び「へい獸処理場」という用語を改正すること。

三、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範  
囲内において政令で定める日から施行すること。

改正の内容は、へい獸処理場等に関する法律の題名を化  
製場等に関する法律と改めるとともに、へい獸処理場とい  
う用語を用いないこととし、へい獸取扱場という用語を死  
亡獸畜取扱場に改めるものであります。なお、この法律は、  
公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令  
で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要で  
あります。何とぞ慎重に御審議のうえ、速やかに御可決あ  
らんことをお願い申し上げます。

#### 趣旨説明

ただいま議題となりましたへい獸処理場等に関する法律  
の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会を  
代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上  
げます。

昨今、関係者から、へい獸処理場等に関する法律は太政  
官布告を基に制定されたものであり、法律において用いら